



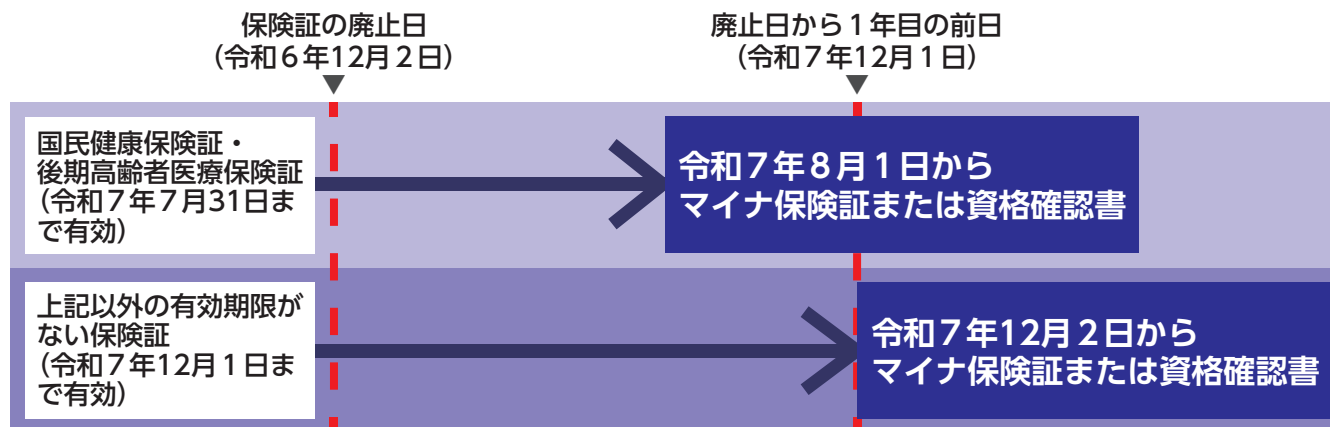
まだマイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに

●問い合わせ／保険医療係

令和6年12月2日以降、国の法改正により、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカード(以下、マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行します。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられる、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。
なお、国民健康保険への加入脱退の手続きは、これまでどおり町民課窓口で行ってください。

発行済みの健康保険証の取り扱い



※マイナ保険証利用登録をすでに済ませている人は、有効期限前であってもマイナ保険証として利用可能です

あなたの質問にお答えします！

●今持っている保険証は使えなくなるの？

→国民健康保険証および後期高齢者医療保険証の有効期限は、令和7年7月31日までのため、期限内までお使いいただけます。なお、社会保険などの上記以外の保険に加入している人は、退職等で資格を喪失しない限り、令和7年12月1日まで利用可能です。

※令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度へ移行する人など、一部の人は有効期限が異なる場合があります

●保険証の有効期限が切れると、どうしたらいいの？

→マイナンバーカードをお持ちでない人およびマイナ保険証の利用登録をしていない人には、保険証の代わりに『資格確認書』を交付予定です。現在の保険証と同様に、医療機関などの窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で受診できます。

※令和6年12月2日以降に保険証を紛失した場合、再発行ができないため、マイナ保険証をご利用いただくか、資格確認書の交付申請をお願いします

●マイナ保険証を利用したいが、どうしたらいいの？

→マイナ保険証を利用するには、ご自身で『保険証利用登録』を行う必要があります。今後、マイナ保険証を利用する予定の人は、早めに保険証利用登録を行うようお願いいたします。なお、保険証の利用登録は、医療機関や薬局のカードリーダー、セブン銀行ATM、マイナポータルからも手続きが可能です。

●受給者証の取り扱いは、どうなるの？

→子ども医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証・重度心身障害者医療費受給者証の取り扱いは、これまでどおりで変更ありません。※紛失しても再発行可能

12月2日以降の保険証の
取り扱いについてはこちら



詳しくは、QRコードを読み込む
か、『政府広報 マイナ保険証』で
検索

